

20102700/A・B (CD-R1枚あり)

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

障害者の自立支援と 「合理的配慮」に関する研究

— 諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性 —

(H20－障害－一般－001)

平成20～22年度 総合研究報告書

平成22年度 総括研究報告書

研究代表者 勝又 幸子

平成23(2011)年3月

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

障害者の自立支援と
「合理的配慮」に関する研究

—諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性—

(H20－障害－一般－001)

平成 20～22 年度 総合研究報告書
平成 22 年度 総括研究報告書

研究代表者 勝又 幸子

平成 23(2011)年 3 月

目 次

I. 総合研究報告（平成 20～22 年度）	
障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究	
―諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性―	
勝又 幸子	3
II. 総括研究報告	
障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究	
―諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性―	
勝又 幸子	13
III. 分担研究報告	
1. 合理的配慮アプローチと障害／能力観の変容	
星加 良司	31
2. 障害者雇用における「合理的配慮」の政策化に向けて	
遠山 真世	43
3. 「自立」支援における地域間格差	
土屋 葉	57
4. 知的障害者にも「生活の自律」を可能とする自立支援制度のために	
―アメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえた制度提言―	
岡部 耕典	77
5. イギリスにおける「パーソナライゼーション」施策と障害者自立支援	
の課題	
白瀬 由美香	103
IV. 研究協力者報告	
1. 障害福祉と地方分権について	
西山 裕	125
2. 障害者雇用における「合理的配慮」と「保護雇用」のあり方に関する	
一考察	
―障害者の就労と所得保障のあり方を視野に入れて―	
磯野 博	151

3. 脱施設化の歴史的経緯	
－アメリカ・イギリスの動向を中心に－	
中原 耕	211
4. 合理的配慮と精神障害特性および実質的配慮の存在	
－その影響と法制度化における課題－	
山村 りつ	227
5. 知的障害者グループホーム利用者の収支分析	
大村 美保	245
6. 合理的配慮を保障する支援について	
－支援された意思決定を手がかりに－	
木口 恵美子	257
7. 障害者の自立生活を支える介助サービス	
－親役割への支援から考える－	
佐々木 愛佳	269
8. 女性政策は障害女性の課題をどのように位置付けてきたか	
－障害女性が受ける複合差別の課題化に向けて－	
瀬山 紀子	281
9. 書誌リスト 複合差別の様相－障害のある女性の場合－	
臼井 久実子	297
V. 平成 22 年度 障害保健福祉総合研究推進事業	
・外国人研究者招へい（推進事業報告書）	
勝又 幸子	317
・障害のある女性に関するアンケート調査の実施とその分析	
伊藤 智佳子&島野 涼子	323
・公開研究会「ジェンダーと障害」	
DPI 女性障害者ネットワーク	336
VI. 研究成果の刊行・報告に関する一覧表	
平成 22 年度 研究成果の刊行・報告に関する一覧表	369
平成 22 年度 研究会開催一覧	371
VII. 研究成果の刊行物・別刷	
学会等報告資料	375

研究者一覧

研究代表者

勝又 幸子 (国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部 部長)

研究分担者

岡部 耕典 (早稲田大学文学学術院 准教授)
白瀬 由美香 (国立社会保障・人口問題研究所 研究員)
土屋 葉 (愛知大学文学部人文社会学科 准教授)
遠山 真世 (立教大学コミュニティ社会福祉学科 助教)
星加 良司 (東京大学大学院教育学研究科
附属バリアフリー教育開発研究センター 専任講師)

研究協力者

磯野 博 (静岡福祉医療専門学校 教員)
臼井 久実子 (東京大学 READ: 経済と障害 特任研究員) *
大村 美保 (東洋大学大学院 大学院生)
木口 恵美子 (東洋大学大学院 大学院生)
佐々木 愛佳 (自立生活センター日野 コーディネーター)
瀬山 紀子 (東京大学 READ: 経済と障害 特任研究員) *
永井 順子 (旭川大学保健福祉学部 准教授) ※
中原 耕 (同志社大学大学院 大学院生)
西山 裕 (北海道大学公共政策大学院 教授)
百瀬 優 (高千穂大学人間科学部 助教) ※
山村 りつ (同志社大学大学院 大学院生)

※:平成 20 年度のみ参加

*:平成 22 年度のみ参加

(姓 50 音順・2011 年 3 月末現在所属名)

Ⅱ． 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

総括研究報告書

「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究
－諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性－

研究代表者 勝又幸子

（国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長）

研究要旨

本研究では、障害者権利条約の将来の批准を見据えて、日本における障害者政策においてどのような解決すべき課題があるのかを、「合理的配慮」というキーワードの理解を深めながら、課題を拾い出すことを目標にしている。3年計画の最終年度にあたる平成22年度は、本研究の集大成として、各分担研究者および研究協力者ごとにこれまでの研究をまとめ、政策提言につなげることを目標とした。

各年の目標は、1年目が「障害者権利条約」を障害者の自立と完全社会参加から理解する、2年目が当事者が求める「合理的配慮」を理解する、3年目が実際の政策のなかで「合理的配慮」を位置付けると置いた。また、研究の視点としてジェンダーをテーマに加えることとした。

特に、研究者の関心の所在により、検討されたのは次の5分野である。

(1)就労、(2)地域生活と生活の自律、(3)地域格差と地方分権、(4)障害種別（精神障害者）、(5)ジェンダー

(1)就労については、欧米諸国で実施されている「合理的配慮」の具体的な内容を概観・整理し、「保護雇用」について概念と国内外における実践を紹介した。(2)地域生活と生活の自律については、アメリカとカナダにおけるパーソナルアシスタントを基礎とする援助付自律のスキームについて紹介・評価した。(3)地域格差と地方分権については、国と自治体との関係は、給付はナショナルスタンダードではなく「ナショナルミニマムの保障」を国が行い、地方自治体は地域のニーズに合った実行に役割があると結論づけた。また、イギリスの考察から、地方自治体はサービスの直接的な提供者又は間接的な調整者から、情報提供者・権利擁護者への役割をシフトさせる必要を述べている。(4)障害種別（精神障害者）については、精神障害者の就労場面における「合理的配慮」についてまとめた。(5)ジェンダーについては、障害のある女性の「役割への支援」の重要性を明らかにし、母親役割への支援が重要であると主張した。男女共同参画基本計画の変遷のなかで第3次計画において、子育てをする障害がある女性の課題、また、DV被害にあった障害がある女性の課題を記していたことを評価しながらも、具体的な支援にまでは言及していないと述べている。

分担研究者：〔50音順〕

岡部 耕典（早稲田大学文学学術院 准教授）

白瀬由美香（国立社会保障・人口問題研究所 研究員）

土屋 葉（愛知大学文学部人文社会学科 准教授）

遠山 真世（立教大学コミュニティ社会福祉学科 助教）

星加 良司（東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター 専任講師）

研究協力者：〔50音順〕

磯野 博（静岡福祉医療専門学校 教員）

臼井久美子（東京大学 READ：経済と障害 特任研究員）

大村 美保（東洋大学大学院 大学院生）

木口恵美子（東洋大学大学院 大学院生）

佐々木愛佳（自立生活センター日野 コーディネーター）

瀬山 紀子（東京大学 READ：経済と障害 特任研究員）

中原 耕（同志社大学大学院 大学院生）

西山 裕（北海道大学公共政策大学院 教授）

山村 りつ（同志社大学大学院 大学院生）

A. 研究目的

本研究の目的は障害者自立支援法の理念である自立と完全社会参加と平等を理論的及び実践的に捉えながら、将来日本が「障害者権利条約」を批准するための条件整備に必要な要件を明らかに

することである。

実践への応用には、実態の解明が必要であり、国内外の障害者の自立生活の実態や、諸外国における居宅生活支援政策の実態について調べることは不可欠である。

本研究の特色は条約批准を前提として、障害者への「合理的配慮」を達成するために、日本において何を改善・整備しなければならないかを具体的に示唆していくことを目標としていることである。

政策との関係では、国内における労働市場や就労の場の実態、自立生活実践の場の問題、障害者制度改革と地方主権改革との調和の方向について検討等を目的とした。

B. 研究方法

本研究は3年計画である。基本的研究方法としては、参加研究者の研究計画に沿った個別研究に加え、委託研究による情報収集を行う。1年目2年目に分担研究者の発案をもとに予算制約の中で外国の調査を実施した。また、諸外国の最新動向については、選択した報告書やマニュアル等の翻訳を専門的視点から行い、研究参加者全体で共有し利用した。

最終年度にあたる平成22年度は、本研究の集大成として、各分担研究者および研究協力者ごとにこれまでの研究をまとめ、政策提言につなげることを目標とした。

『3年間の研究の軌跡』（研究者一覧の裏側に収載）にまとめたように、各年の目標は、1年目が「障害者権利条約」

を障害者の自立と完全社会参加から理解する、2年目が当事者が求める「合理的配慮」を理解する、3年目が実際の政策のなかで「合理的配慮」を位置付けると置いた。また、最終年には、ジェンダーをテーマの一つとして取り上げることを目標とした。そのために、新たに研究協力者2名の参加を得た。また、外国人研究者の招へいを行い、ジェンダーに関連する公開研究会を開催し、障害者政策におけるジェンダー視点を確認した。

C. 研究結果

3年目の本研究の特色は、日本における障害者権利条約批准を前提として、実際の政策において「合理的配慮」を位置付けることである。

以下、報告書に収載された順番に研究結果の要旨をまとめる。

①分担研究者：星加良司「合理的配慮アプローチと障害／能力観の変容」

「障害者権利条約」をはじめとする現代の障害者施策のトレンドが、障害者を平等な市民として位置付けるという理念を前提としていることは、多くの同意を得られるところだろう。しかし、障害者を他の市民と平等に扱うとはどのようなことを意味するのか、という問いについて十分な理論的検討がなされてきたとはいえない。たとえば日本国憲法には、差別的な取り扱いを禁ずる保護対象として障害者は明示されていないが、このことは近代法において保証された機会平等が、公正な能力評価を要求し、能力の差異はむしろ個々人に異なる処遇

を割り当てる正当な根拠として位置付けられてきたことと関連している。障害（disability）が能力（ability）の欠如という側面を有することを踏まえるならば、障害者は一定の不平等を「正当に」甘受し続けなければならない位置に置かれることになる。

本研究は、障害者の平等処遇と近代的な能力観とのアンビバレントな関係を解きほぐす鍵として、合理的配慮アプローチに着目し、その意義と射程を明らかにするものである。研究の結果、合理的配慮アプローチは潜在化している能力を評価対象に組み込むことによって、障害者にとっての機会平等を実質化する機能を果たす一方、(1)形成期における能力の潜在化に対して無力であり、(2)評価対象となる能力の内容についての社会的バイアスを温存させてしまう、という難点を併せ持っていることが確認された。さらに、(1)と(2)の課題が交差する地点に現れる現代的な課題として、「発達障害」をめぐる問題があり、現行の合理的配慮の射程を越える新たなアプローチが要請されることを示した。

②分担研究者：遠山真世「障害者雇用における『合理的配慮』の政策化に向けて」

1990年代に米英で障害者に対する差別禁止法が施行されて以降、「差別禁止」や「機会平等」の理念が各国へと普及した。また、障害者の権利条約では「合理的配慮」の実施が明記され、それを受けて欧米諸国で雇用場面における「合理的配慮」の取り組みが進められてきた。

一方わが国では、障害者雇用率制度に

よって障害者の雇用が事業主に対して義務づけられているが、「差別禁止」や「合理的配慮」の考え方は雇用場面においてほとんど浸透していない。現場サイドや研究者の間ではそれらの考え方が注目され、導入に向けた検討が進められているものの、未だ具体的な政策の提示には至っていない。

筆者はこれまでの研究で、欧米諸国で実施されている「合理的配慮」の具体的な内容を概観・整理するとともに、障害者の雇用問題の解決に対する有効性と限界を指摘した。また、わが国における障害に対する配慮の実施状況や、障害者の配慮に関する意識を把握し、実態の面からみた課題を抽出した。

こうした研究成果をふまえ本研究では、まず、障害者権利条約における「差別禁止」や「合理的配慮」の考え方を理解するとともに、諸外国で実際に行われている合理的配慮の内容を把握する。次に、「障害の社会モデル」に依拠し障害者の就労問題を整理したうえで、合理的配慮の射程と限界について分析し、今後めざすべき新たな「平等」のあり方を提示する。最後に、各種の施策や諸外国の政策の問題点を指摘しつつ、新たな平等の実現に向けた障害者雇用政策を構想した。

③分担研究者：土屋 葉『『自立』支援における地域間格差』

日本国内において、「自立」支援における地域間格差は著しく大きい。本報告はこの地域格差を明らかにし、地域の特性をふまえた「自立」支援のあり方につ

いて考察することを目的とした。

方法として、「自立」生活を支える基盤が整備されていないと推測される国内中部地方のα市に焦点化し、障害をもつ人の生活実態を把握するために、障害をもつ当事者・団体・支援者へのインタビュー調査から得られたデータについて分析・考察を行った。

α市においては「自立」を実現するための要素が欠如または不足している状況が示唆され、「自立」支援における地域格差の一端が明らかにされた。また、社会サービスの不足、障害者・支援者・家族のなかでの、「自立」モデルの不在、親の死後の生活についての選択肢の少なさを指摘した。これらから、社会サービスの整備のみならず、情報提供が必要とされる。あわせて、障害をもつ当事者・支援者・家族へのアドボケイト・エンパワメントも必要であろう。当事者と日々接している家族や支援者がまず、かれらの将来的な生活に関する複数のモデルを想定できるよう支援していくことが肝要である。また、行政や支援団体による一枚岩的な情報や支援ではなく、定位家族や地域共同体のつながりが強いというα市の特性をふまえた、重層的なサポートが求められるだろう。

④分担研究者：岡部耕典「知的障害者にも『生活の自律』を可能とする自立支援制度のために—アメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえた制度提言—」

平成 20 年度は、重度知的／発達障害者におけるパーソナルアシスタントの

利用を中心とした地域自立生活支援の在り方について、アメリカ・カリフォルニア州における先駆的取組みに対する調査研究を行った。平成 21 年度は、その成果を発展的に継承しさらに社会福祉基礎構造改革による福祉サービスの利用制度化とその延長にある障害者自立支援法の支給決定システムを批判的に再検討しうる参照枠組みを得るために、アメリカ・カリフォルニア州における知的／発達障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定の実際について研究を行った。

最終年にあたる本年度は、平成 20 年度及び平成 21 年度の研究成果を踏まえ、日本においても知的障害者の「生活の自律」を可能とする自立支援を制度化するための政策提言をまとめる。

障害者権利条約の要請に応え、知的障害者にも重度訪問介護等の「生活の自律」を前提とする自立支援の制度化が求められている。本論を通じて、ポスト障害者自立支援法の議論において、障害者権利条約の批准を前提として必要となる知的障害者の自立支援制度の在り方を提起した。

⑤分担研究者：白瀬由美香「イギリスにおける『パーソナライゼーション』施策と障害者自立支援の課題」

本研究の目的は、イギリスで障害者支援の重要概念として位置付けられる「パーソナライゼーション (Personalisation)」アジェンダに注目し、関連施策の推進に関する今後の可能性と課題の考察を通じて、日本への示唆

を探ることである。

障害者支援においてパーソナライゼーションを表す具体的な制度としては、1996 年に成立した支援費用の現金直接支給制度であるダイレクト・ペイメント (Direct Payments) や 2005 年以降イングランド全域に広がりつつある個別予算 (Individual Budget)、個人予算 (Personal Budget) などが代表的である。これら制度に共通するのは、程度の差はあれ、何らかのケア／支援サービスの利用において、本人による選択・統制・管理が拡大される点である。

パーソナライゼーションの利点としては、①ニーズを反映したライフスタイルに合った支援の実現、②自立支援関連サービスの費用効率性の向上、③社会的企業や民間事業者の振興、④制度枠組みにとらわれない様々なサービス間の連携や統合の促進が期待されていた。だが同時に、①自己選択を望まない高齢者への対応、②知的障害者などへの配慮、③サポート業務に要する新たな行政費用の発生などが懸念されていた。

こうしたことから、今後日本においても障害者が支援サービスを自ら選択・管理・統制し、自立生活を実現するダイレクト・ペイメントのような仕組みを導入するならば、①情報提供や権利擁護、予算管理のためのサポート体制の構築、②サポート業務従事者および介助者の質的・量的な確保、そして何よりも③自立生活が何を表すのかという理念の明確化とそれに即した制度設計が、検討課題として挙げられることになろう。

⑥研究協力者：西山 裕「障害福祉と地方分権について」

我が国の障害福祉の制度改革の経緯について、地方自治の推進と福祉サービスの保障という 2 つの観点を中心に整理した。次に、支援費制度における地域間格差の是正を制定目的の一つとした障害者自立支援法の支給決定の仕組みが、障害者による福祉サービスの選択への制約となったことを指摘し、それを踏まえ、あるべき福祉サービス支給の仕組みについて検討した。さらに、最近の地方分権改革の動向を整理するとともに、それを踏まえ、障害者制度改革と地方分権改革との調和の方向について検討した。

地方分権は大きな流れとなっており、また、それが、地域住民自身による自治という正しい方向を目指すものである以上、その方向自体に掉さすのではなく、むしろ、ナショナルミニマム論・現金給付・サービス給付責任峻別論の考え方を踏まえて、地方自治体の施策の方向を障害者の生活支援の方向に向けていき、障害福祉の水準をどのように全国的に確保していくか、ということを考えていく必要がある。

⑦研究協力者：磯野 博「障害者雇用における『合理的配慮』と『保護雇用』のあり方に関する一考察－障害者の就労と所得保障のあり方を視野に入れて－」

本報告は、筆者が障害当事者の立場を研究の視座として重視しながら行ってきたこれらの研究を踏まえ、「権利条約」の理念を反映した障害者雇用政策の

あり方に関して問題提起するものである。また、障害者雇用政策と密接に関連している障害者の所得保障のあり方に関して、障害者の所得保障の中心である障害年金、とりわけ障害基礎年金を稼得能力に着目して検討した場合の問題点と課題にも言及している。

第 1 章では、障害者関連施策における障害の定義・認定の歴史的経緯を概観する。第 2 章と第 3 章では、「ILO 報告書」と「中間報告」が行っている問題提起をとおして、日本での労働・雇用分野における「権利条約」の批准に向けての議論の状況を概観した。第 4 章から第 9 章では、滋賀県、北海道札幌市、大阪府箕面市における社会的事業所の取り組みをとおして、日本における「保護雇用」の具現化にむけての方向性を模索した。また、日本と同じ東アジア先進国である韓国と中国が、「権利条約」を批准するに当たって国内法、とりわけ障害者の就労と所得保障をどのように整備したかを概観し、今後の日本の国内法の整備に向けての参考にした。第 10 章では、障害者の就労と密接に関連している障害者の所得保障のあり方に関して、障害者の所得保障の中心である障害年金、とりわけ障害基礎年金を稼得能力に着目して検討するため、兵庫県と滋賀県において取り組まれた障害当事者の運動を紹介した。そして終章では、本稿の到達点と課題を整理した。

保護雇用の先駆的な例を、滋賀県、大阪府箕面市、北海道札幌市などを現地ヒヤリングを踏まえてまとめた。また、イタリア・韓国などの外国の保護雇用につ

いても言及している。

⑧研究協力者：中原 耕「脱施設化の歴史的経緯—アメリカ・イギリスの動向を中心に」

本研究では脱施設化のプロセスを検討すべく、平成 21 年度のスウェーデンに引き続き、アメリカ合衆国、イギリスの動向に着目した。主として知的障害者の入所施設について、どのような議論がなされ脱施設化や施設解体に結び付いたのかを明らかにすべく、脱施設化の歴史的経緯について整理を試みた。

アメリカ合衆国では、1960 年代後半から 80 年代後半にかけて、公立知的障害者施設の入所者は半減し、脱施設化は大きく進展した。この要因は、以下の 4 点に整理できる。

1. 公民権活動家らによる入所施設の閉鎖要求
2. ノーマリゼーション原理の普及
3. 連邦政府によるコミュニティケアへの財政措置
4. ワイアット訴訟などの連邦地裁判決

3.について補足すれば、州政府は、コミュニティケアのための財政負担を、連邦政府へと移管し始めたとされる。大規模施設の入所定員を大幅に削減すれば、その後の小規模施設の運営には連邦政府の資金を使うことができたため、脱施設化は、州政府にとって行政コストを削減できるというメリットがあった。

イギリスにおいてもアメリカ同様に 1960 年代後半（～1970 年）を起点に脱施設化が進展したものと推測される。イ

ギリスの脱施設化は、行政主導型という指摘があるように、行政が委員会等の指摘をうけて主導している印象を受けた。北欧や米国と異なり、イギリスの脱施設化運動において全国障害者親の会は施設の閉鎖に大きな役割を果たしておらず、専門職あるいは施設経営者などのかかわりが多くみられたといわれている。

長期滞在病院の閉鎖によって、多くの障害者が地域に戻ることができ、「生活の質」も上がったが、完全な「脱施設化」には至っていない。

⑨研究協力者：山村 りつ「合理的配慮と精神障害特性および実質的配慮の存在—その影響と法制度化における課題—」

本稿では、本研究事業におけるこれまでの 2 年間の研究の結果から、まず精神障害者のために必要な合理的配慮のあり方について整理した。その上で、既に合理的配慮の規定をもついくつかの国々における定義に対し、必要な配慮との整合性を確認し、合理的配慮の枠組み策定における課題を明らかにした。

さらに、合理的配慮の概念および障害者就労実践におけるアメリカとの歴史的経過の違いに着目し、そのことが合理的配慮規定の法制度化においてどのような影響を与えうるものであるかを検討した。

アメリカにおける RA の定義は、連邦規則第 29 条第 1630 章第 2 項「定義」の(o)Reasonable Accommodation によれば、次のようになっている。

・障害者をもつ有資格者が希望する職務

に就くことが考えられるような休職過程における変更もしくは調整

・障害者をもつ有資格者がその職務に必要な機能を遂行することができるような、業務実施の環境や状況、慣習などにおける変更もしくは調整

・障害をもつ雇用者が障害のない雇用者と同様の雇用上の利益や恩恵の享受を可能とするような変更もしくは調整

(29C.F.R. § 1630.2 Definitions.(o)-(1)より筆者訳)

イギリスでは、障害者差別法(Disability Discrimination Act 1995)によって、Reasonable Adjustment という用語で合理的配慮が示され、次のような規定が為されている。

(a)雇用主もしくはその代理の者が提供する環境や、(b)雇用主が所有する設備における物理的な形態において、障害をもった者がもたない者に比べて相当の不利があると考えられる場合に、その環境や形態による影響を防ぎ、妥当な状態になる(改善される)ような措置を講じることは、すべてのケースの状況において雇用主の義務である。

(Disability Discrimination Act 1995, Section6(1)より筆者訳)

精神障害者への合理的配慮においては、職場の人的環境が重要な要素となるが、「人」およびその行為や認識が合理的配慮において語られることによって、その提供を雇用主の義務とする場合の重要な問題を提起することとなる。合理的配慮が義務化されていないわが国において、それが実態としてある背景には雇用主等のもつ従業員や雇用に対する

基本的な考え方、そこから発生する障害をもつ従業員個人への思いが存在する。既存の合理的配慮の概念は、このような雇用主等の思いに込められているのかというのが、筆者の懸念である。

⑩研究協力者：大村美保「知的障害者グループホーム利用者の収支分析」

本稿では、通勤寮調査における知見を踏まえて行った GH 調査の分析について述べる。この調査は、①通勤寮は有期限の施設であるが、地域で継続して生活する障害者の経済的基盤の状況をより一般化して議論するために、移行先の一つである知的障害者グループホーム(以下、グループホーム)の利用者を対象とした収支データの分析を行うこと、②通勤寮調査では一般就労のみに限定して分析を行ったが、一般就労に限らず福祉的就労も含めたものであること、③通勤寮調査では収入構造のみの分析であったが、本研究では支出構造及び収支についても分析を行うこと、の3点を意図している。

この調査を通じて、グループホームにおいて知的障害者がどのように生活を成り立たせているのかを収支行動の面から就労形態別、すなわち一般就労・福祉的就労別にみた。

グループホーム利用者を対象とした収支データの分析を行った。

一般就労と福祉的就労とでは「勤労収入」の額に差があり、生活所要額に満たない分を「その他収入」が埋める構造となっていた。また、就労形態別に生活所要額を導くことができた。ここから、グ

グループホームは知的障害者の収入・支出の両面にわたり経済的生活を調整していることが示唆された。また、グループホームは生活所要額の調整は行うものの、生活所要額を超える分の支出については調整が及ばず、多くが「収支差額」として貯蓄されていることがわかった。

⑩研究協力者：木口恵美子「合理的配慮を保障する支援について－支援された意思決定を手がかりに－」

本稿では、知的障害等により判断能力が弱く差別や不適切な対応に対して、自ら訴える力が弱いと考えられている障害者が、適切な配慮を得るための方策を、支援の視点から考えることを目的とする。具体的には「障害のある人がその有する判断能力を發揮できるように必要な支援を得ることが合理的配慮の一形態」と言われているように、障害者が自己決定の支援を得ることも合理的配慮の一つであると捉え、「支援された意思決定」について考察する事とする。そのため、まず障害者の権利条約における「合理的配慮」の位置づけを検討した後、権利条約第 12 条に伴って提案された「支援された意思決定」の検討を行い、その具体的な取り組みとして、カナダ・マニトバ州における支援された意思決定の取り組みを紹介する。その結果、合理的配慮を実質的に保障するための支援の仕組みや法制度が明らかにした。

自己決定の支援を合理的配慮の一形態として捉え、障害者権利条約第 12 条と関連させて「支援された意思決定」の検討を行い、現状では代行決定が主流と

されているが、可能な限り「支援された意思決定」を実践し、それを支えていくための法制度が必要であるとの考察を行った。そして、支援された意思決定の実践モデルの一つとしてカナダ・マニトバ州の法律と地域生活プログラムについての検討を行ったところ、「支援された意思決定」や「サポートネットワーク」を定義し、支援された意思決定が代行決定に優先して重要であることを法的に位置づけ、サポートネットワークが自己決定を支援する役割を持つことを明記していた。法律で示された「支援された意思決定」や「サポートネットワーク」は、知的障害者を対象とするパーソナルアシスタント事業を通して具体的に実践されており、「支援された意思決定」の実践とそれを支える法制度の間に一貫性があった。

⑪研究協力者：佐々木愛佳「障害者の自立生活を支える介助サービス－親役割への支援から考える－」

介助サービスについて「役割への支援」という視点から考察することを目的とする。これにより、権利条約が規定する「自立した生活〔生活の自律〕」及び「地域へのインクルージョン」の実現を促す介助サービスのあり方について検討した。

従来の障害者施策、特に介助サービスが障害者の持つ役割について、どのように捉え施策として位置付けてきたのかを整理するとともに、「役割への支援」が必要な場面を先行研究から示した。そして障害者に対する「役割への支援」に

ついて障害者が現に求めている支援と現実の支援の隔たりを明らかにするとともに、障害者の自立生活と地域社会へのインクルージョン実現のために必要な介助サービスについて検討した。

平成 21 年厚生労働省事務連絡によって、自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる『育児支援』についてで、それまでより広い範囲が示されたことを取り上げた。具体的には、対象範囲に含まれる業務として、「利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理」、「利用者（親）の子どもが通院する場合の付き添い」、「利用者（親）の子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎」を加えている。

この平成 21 年事務連絡は、それ以前の「Q&A」等よりも広い範囲で「育児支援」を捉え、介助サービスに位置付けたことは一定の評価をされるものである。しかしこの事務連絡の「育児支援」の位置付けとその条件は「役割への支援」という観点から見て問題があると言わざるを得ない。なぜなら対象となる「育児支援」を「利用者（親）が本来家庭内で行うべき養育を代替するもの」と位置付け、居宅介護と重度訪問介護の対象範囲とする条件として、①障害者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合、②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合、③他の家族等による支援が受けられない場合、という 3 つの状況すべてに該当する場合と限定しているためである。

以下、問題点を整理する。

一つ目の問題点は「育児支援」を「利用者（親）が本来家庭内で行うべき養育を代替するもの」と位置付けていることである。代替とは、「他のもので代えること」という意味であり、親にインパメントがあるために子育てを介助者が代わりに行うというニュアンスが感じられる。生活の様々な場面において人は皆それぞれにこだわりや志向を持っており、子育てについてもどのように子どもを養育するのか、その方針やポリシーは人それぞれである。親役割への支援は、「障害者が親としての主体性をもち、その役割を遂行する上でサポートを要する部分を支援する」という点を明確にする必要がある。代替としての子育て支援はともすれば親の主体性を脅かす危険性を孕むものである。二つ目の問題点は、「育児支援」を介助サービスの対象範囲とするための条件に「他の家族等による支援が受けられない場合」としていることである。「役割への支援」は、個人が担う役割を遂行するための支援であり、個人を単位として行われるべきものである。

⑩研究協力者：瀬山紀子「女性政策は障害女性の課題をどのように位置付けてきたかー障害女性が受ける複合差別の課題化に向けてー」

国連の人権条約である障害者権利条約にはいくつかの特徴があるが、そのひとつに、権利条約 6 条に示された障害のある女性及び少女が置かれている複合的な差別への言及を上げることができ

国連での人権に関する議論のなかで、複合差別の視点がとりいれられたのは、1995年の第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」からだといわれる。そこには、年齢、障害、社会経済的地位、特定の民族的・人種的集団への帰属等の要素が、女性に複合的な不利益をもたらすとの認識が記された。また、2000年3月には人種差別撤廃委員会で「人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的性格を有する勧告25」(ICERD/C/56/Misc.21/Rev.3 第56会期、2000年)が採択されている。この勧告では、「人種差別が女性にのみ、もしくは主として女性に、男性とは異なる態様・程度で影響を及ぼす状況があること」、また、「女性は、ジェンダーに関連した障壁の故に人種差別に対する救済措置や苦情処理手続きを利用できないこと」があるなどの理由から、「ジェンダーを基準に細分したデータ」を提示し、「それがなければ注目されることなく、またそれに関心がむけられることのないままとされる可能性のある女性に対する人種差別形態を委員会および締約国が認識し、比較し、及びそれを矯正する措置をとること」が必要であることが示された。

本稿では、今後さらに検討が進められることになる国内の障害者制度改革の議論のなかで、障害者権利条約6条に示された障害がある女性の課題を位置付けていくためにも、先行して作られてきた国内の女性政策・男女共同参画政策のなかで障害女性に対する言及がどのような変遷をたどってきたのかを記述し、

現状の課題を提示することとした。

2010年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画において、障害の課題への言及が大幅に増え、複合的に困難な状況に置かれている集団の課題が明示的に示されたものになったといえることができる。

背景には、2009年以降の貧困問題の社会化や、第3次基本計画策定前にまとめられた「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」(内閣府2009)での障害問題への言及などを上げることができる。また、この計画が、2009年に起きた政権交代後に作られた計画であるということも、計画全体がこれまでの計画とは変わった背景にあることを指摘できるだろう。ここでは、これまでの計画では明確には示されなかった複合差別の課題が、障害がある女性や外国人女性という例示によって示されるかたちとなっている。その上で、今後取り組むべき喫緊の課題として、セーフティネットの再構築がうたわれ、そこでも障害者や外国人が、「女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合に、適切な支援を行う」ということが書かれた。

第3次計画では、その具体例として、子育てをする障害がある女性の課題、また、DV被害にあった障害がある女性の課題を記していた。ただ、計画のなかでは、そこで示されていた課題に合致した支援施策は必ずしも示されていたとはいえなかった。また、子育ての課題(=子育てをする障害のある女性に対する

介助派遣制度を含めた支援制度の課題や、さまざまな障害がある女性が参加できる情報保障の体制が整った、知識習得機会の確保についての課題)や、DV被害にあった女性の課題(相談機関の課題、一時保護施設の物理的環境の課題)に限らず、働くことについての課題(障害がある男性と比較しても障害がある女性は就労率が低いといった課題)や、所得保障に関する課題、教育の課題、障害がある女性のエンパワーメントに関する課題など、障害がある女性が、障害があり、女性であることによる複合的な困難を経験している課題はさまざまあることが考えられる。今後、さらにそうした具体的課題を明確化しながら、そこで必要となる制度を検討していくことが必要だ。

配慮の対象としてではなく、ニードの主体として、障害がある女性が当たり前、さまざまな権利を行使しながら、社会のなかで暮らしていくために、障害者施策のなかにジェンダーの視点を、女性施策に障害女性の受ける複合差別の視点を、明確に位置付けていくことが必要だ。そのことを通して、障害者差別が、主として女性に、男性とは異なるかたちで影響を及ぼす状況があることを明らかにすると同時に、その実態を把握し、必要な支援策を講ずる必要がある。

⑭研究協力者：臼井久実子「書誌リスト複合差別の様相－障害のある女性の場合－」

法制度の転換期を迎えている今、日本社会で障害があり女性であるという複

合した属性をもつ人が実際にどのような経験をしているか、背後にある障害者差別と性差別は具体的にどのようなものか、どのように複合しているのか、可視化と分析が求められている。個々人の経験は、量的調査や統計から言えることと並んで、「何が差別でどうそれをなくしていくか」にかかわる重要なものである。このリストの作成目的は、障害のある女性に関する書籍・文献・映像作品の目録と索引を提供することである。

D. 考察

障害者権利条約を批准することによって新たに導入される、障害者差別の定義「合理的配慮」に欠ける状態とはどのような状態か、また「合理的配慮」をいかに保障していくことができるかについて、本研究では様々な切り口から検討を行った。

特に、研究者の関心の所在により、検討されたのは次の5分野である。

(1)就労、(2)地域生活と生活の自律、(3)地域格差と地方分権、(4)障害種別(精神障害者)、(5)ジェンダー

(1)就労については、遠山が欧米諸国で実施されている「合理的配慮」の具体的な内容を概観・整理し、磯野が「保護雇用」について概念と国内外における実践を紹介した。大村は、通勤寮に暮らして働く障害者の事例から、福祉的就労の場合は就労収入が収入合計に影響を与えず、一方一般就労の場合は就労収入が収入合計に影響を与えていたという事実をデータの解析から明らかにした。

(2)地域生活と生活の自律については、

岡部はアメリカ・カリフォルニア州にある知的障害者に対する「行動援護」を含む支援の仕組みを、木口はカナダ・マニトバ州の支援された意思決定を保障する仕組みを紹介した。また、中原は地域自立生活を促進することと表裏一体である、脱施設の歴史的動向をアメリカとイギリスから明らかにした。

(3)地域格差と地方分権については、西山は国と自治体との関係は、給付はナショナルスタンダードではなく「ナショナルミニマムの保障」を国が行い、地方自治体は地域のニーズに合った独自施策を実行することによって両者の関係がそれぞれに生かされるとまとめている。土屋は自治体による支援の地域差の実態から、自治体の責任により地域住民との利害関係の調整を行うことの重要性を指摘した。

白瀬はイギリスの考察から、地方自治体の役割の変化の必要性を指摘した。言い換えれば、それは、サービスの直接的な提供者または間接的な調整者から、情報提供者・権利擁護者への役割に地方自治体が自らの役割をシフトさせることだ。障害者自立支援法でも「相談支援」の重要性は指摘されたが、この相談支援を、地方自治体のもっとも重要な役割として位置付けていくことが必要だとしている。

(4)障害種別(精神障害者)については、山村が精神障害者の就労場面における「合理的配慮」について、雇用主や被用者に対するインタビュー調査からの考察を踏まえてまとめた。

人的要素における配慮と業務内容に

おける配慮、すなわち職場の人間関係における雇用主側および同僚の中に、個別性の高い精神障害への理解をもとめることが必要である。精神障害者の場合、とくに、障害の開示をしているほうがより安定した就業が実現できることから、当事者の「精神障害を隠して働きたい」という意識をいかに変えていくかも重要であり、それは、職場における他の従業員に対する働きかけが教育や指導によって行われる必要があり、その支援は一企業内においては難しいことも指摘した。つまり、精神障害者への合理的配慮においては、直接本人というよりも周囲や環境への配慮が重要であり、それをいかに政策に反映させていくかが重要だ。

(5)ジェンダーについては、佐々木が障害のある女性の「役割への支援」の重要性を明らかにしている。その一つとして、障害のある親が子育てを支援するための支援を個人に対する役割支援として重要視する。代替としての子育て支援はともすれば親の主体性を脅かす危険性があり、そうではなく母親役割への支援が重要であると主張した。

瀬山は、男女共同参画基本計画の変遷のなかで第3次計画において、子育てをする障害がある女性の課題、また、DV被害にあった障害がある女性の課題を記していたことを評価しながらも、具体的な支援にまでは言及していないと指摘している。臼井は、障害のある女性に言及した書籍・文献・映像作品の目録と索引を整備することによって、複合差別の可視化の重要性に言及した。

E. 結論

合理的配慮とはいったい何か、という本研究の結論は、合理的配慮の内容を決定する過程の特徴には「個別化」と「協議・交渉過程」の両方が不可欠要素であるということである。

これは、本研究を通じて、さまざまな分野について研究者が「合理的配慮」とはなにかを検討したことで出てきたさまざまな課題と同意義であり、これまでの障害者福祉においてはなかった「プロセスの導入」が合理的配慮には必要であることをあらわしている。

地方自治体の役割として、相談支援を通じて、本人や家族が選択判断する力をもつ為に、援助をする必要、すなわち当事者や家族のエンパワーメントへの支援の重要性が共通して明らかになった。

最後に、合理的配慮は、一方的な専門家の介入でおわるものではなく、「当事者の判断を如何に支援するか」によってなされるものである。

その意味では、障害者権利条約批准後に専門家に期待されることのひとつは、「合理的配慮」を、支援に組み込み、当事者の自律（自立）の実現に寄与することである。

F. 健康危険情報

該当無し

G. 研究発表

1.論文発表

- ・岡部耕典：「ポスト障害者自立支援法の福祉政策」明石書店 2010年8月

- ・岡部耕典：「第7章 自立生活」松井亮輔・川島聡 編『概説障害者権利条約』法律文化社 pp.95-110.

2.学会発表

- ・勝又幸子：日本社会福祉学会第58回全国大会（平成22年10月9～10日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）
「障害者権利条約第33条『国内における監視』について－権利性をいかに担保するか－」
- ・岡部耕典：日本社会福祉学会第58回全国大会（平成22年10月9～10日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）
「知的障害者の『生活の自律』を前提とする福祉政策と支給決定システム－アメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえて－」
- ・大村美保：日本社会福祉学会第58回全国大会（平成22年10月9～10日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）
「知的障害者グループホーム利用者の家計収支分析－地域生活を可能にするための就労行動に着目して－」
- ・木口恵美子：日本社会福祉学会第58回全国大会（平成22年10月9～10日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）
「知的障害者の自立を支える支援・制度・政策の関係について－カナダ・マニトバ州の取り組みから－」
- ・佐々木愛佳：日本社会福祉学会第58回全国大会（平成22年10月9～10日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）
「障害者の自立生活を支える介助サービスとは－「役割への支援」に着目して－」